

## 令和3年度女性研究者介護帰省費用補助事業 募集要項

### 1. 趣旨

この事業は、琉球大学（以下「本学」という。）の女性研究者が介護を目的とした帰省に際して航空券を購入する場合、その費用の一部を補助し、仕事と家庭生活の両立を支援することを目的とする。

### 2. 申請要件

介護帰省費用補助事業（以下、補助事業という。）に申請できる者は次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学女性研究者（社会保険加入の非常勤職員、日本学術振興会特別研究員（PD または RPD）を含む）で、要介護状態にある家族を介護するため帰省する必要がある者。
- (2) 上記のうち、配偶者（届け出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）を有する場合は、原則として当該配偶者が有職者である者に限る。
- (3) 上記（1）、（2）のうち、各航空会社が提供するいずれかの介護帰省割引制度（以下、「介護帰省割引制度」という。）に登録し、これが適用される者。

### 3. 補助対象範囲

補助事業の対象範囲は、次に掲げるいずれかに当てはまる場合とする。

- (1) 申請者の「2親等以内の親族」が要介護・要支援認定を受けている場合。
- (2) 介護帰省割引制度により航空券を購入、利用した場合。
- (3) 介護帰省割引制度の登録者で介護帰省割引航空券を下回る価格の航空券を購入、利用した場合。
- (4) その他、介護帰省割引制度に準じ、本学において所定の手続きにより必要と認められた場合。
- (5) 上記（2）（3）の航空券購入において、普通席以外の上位の座席を利用する場合は補助対象外とする（利用希望の航空便普通席が満席である等、やむを得ず利用する場合は、アップグレードによる差額を差し引いた金額を対象に補助する）。

### 4. 補助の内容

補助事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 那覇空港から発着する各航空会社の路線のうち、介護帰省割引制度に定めた区間に限り、申請者本人の航空券代に対して以下のとおり補助する。  
なお、原則として、利用航空会社および航路（経由地）は問わないものとする。
  1. 帰省1回あたり往復の料金の半額。

2. 補助金額は1人あたりの上限を下記のとおりとする。

那覇⇄県内離島区間利用の場合 20,000円

那覇⇄県外区間利用の場合 50,000円

(2) 対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。但し、3月31日までに那覇空港に帰着する便の利用に限る。

(3) 航空券予約取消し等に伴う払い戻しの際に係る手数料は自己負担とする。

## 5. 申請方法

補助事業の利用を希望する者は、女性研究者介護帰省費用補助事業利用申請書（別紙様式1。以下「申請書」）に、次の書類を添えて、補助事業の募集期間中にジェンダー協働推進室へ提出するものとする。

(1) 要介護状態にある家族の介護保険証(写し)または介護認定結果通知書(写し)。但し、認定有効期間内のものに限る。

(2) 介護帰省割引制度の利用者であることを確認できる書類（介護割引パス、登録情報画面の写し等）。但し、有効期限内のものに限り、年度途中で期限が切れる場合はこれを更新することとする。

(3) その他、必要に応じて別途、世帯状況及び航空券利用状況等を確認できる書類の提出を求めることがある。

## 6. 航空券の購入方法

申請者本人が、直接各航空会社から航空券を手配・購入するものとする。

## 7. 採択人数

若干名

## 8. 申請締切

令和3年5月6日（木） 必着

## 9. 選考方法

ジェンダー協働推進室において、申請締切日までに提出された利用申請書に記載された内容及び申請資格確認書類を以て申請資格の確認を行い、当該事業の趣旨に鑑み、慎重かつ厳正な評価を実施して利用者を決定する。（選考に際しては、介護状況を考慮した上で遠距離介護をしている者、他に介護者がいない者を優先する。また、ジェンダー協働推進室が主催する事業への参加・協力等の実績を考慮する場合がある。）

## 10. 選考結果の通知

選考の結果については、申請者へ通知する。

### 1 1. 補助金の請求

補助金の請求は選考結果通知後に行うものとし、精算払いにより支給する。該当者は介護帰省補助事業補助金に係る「立替払請求書」(別紙様式第1号)を、本人氏名が記載された領収書(原本)及び搭乗半券(原本)もしくは搭乗証明書を添付し、当月分を一括して翌月5日までに、学長あてに請求するものとする。但し、**3月の利用分については4月1日までに**提出するものとする。

尚、領収書原本を紛失した場合や期日以降に提出の場合には、補助が認められないことがある。

### 1 2. 利用報告

利用者は、本補助事業を利用し帰省した場合には、1回の帰省毎の女性研究者介護帰省補助事業報告書(別紙様式2。以下「報告書」という。)をジェンダー協働推進室に補助金の請求と合わせて提出するものとする。

### 1 3. 書類提出・問い合わせ先

ジェンダー協働推進室 深谷・比嘉

Tel : 098-895-8675 (内線8675・2675)

E-mail : [gender@acs.u-ryukyu.ac.jp](mailto:gender@acs.u-ryukyu.ac.jp)

HP : 琉球大学ジェンダー協働推進室 (<http://www.gender.jim.u-ryukyu.ac.jp/>)

### 1 4. 留意事項

- (1) 利用申請書等に記載された個人情報、本制度の選考及び今後の改善につなげるために使用し、法令に基づき管理する。
- (2) 利用申請書等は、ジェンダー協働推進室ホームページからダウンロードすること。
- (3) 本制度へ申請後、利用申請書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにジェンダー協働推進室へ連絡すること。
- (4) ジェンダー協働推進室が主催するイベント等に積極的に参加していただくこと。
- (5) 応募締切以後に、本制度の利用対象者の要件を満たすこととなった場合は、適宜応募を受け付けることがある。詳しくはジェンダー協働推進室へ問い合わせること。
- (6) ジェンダー協働推進室において、各利用者の利用状況を随時把握するとともに、立替払請求書を提出した利用者に対し、当該月の支援決定額と利用残額をメールで通知する。
- (7) 帰省に伴う移動に際しては、感染対策に十分留意するとともに、本学の危機対策本部(新型コロナウイルス感染症対策)の示す本学の方針、要請事項を遵守してください。